

予算項目	ポンプ場費委託料
委託番号	委託第21号

設 計 書

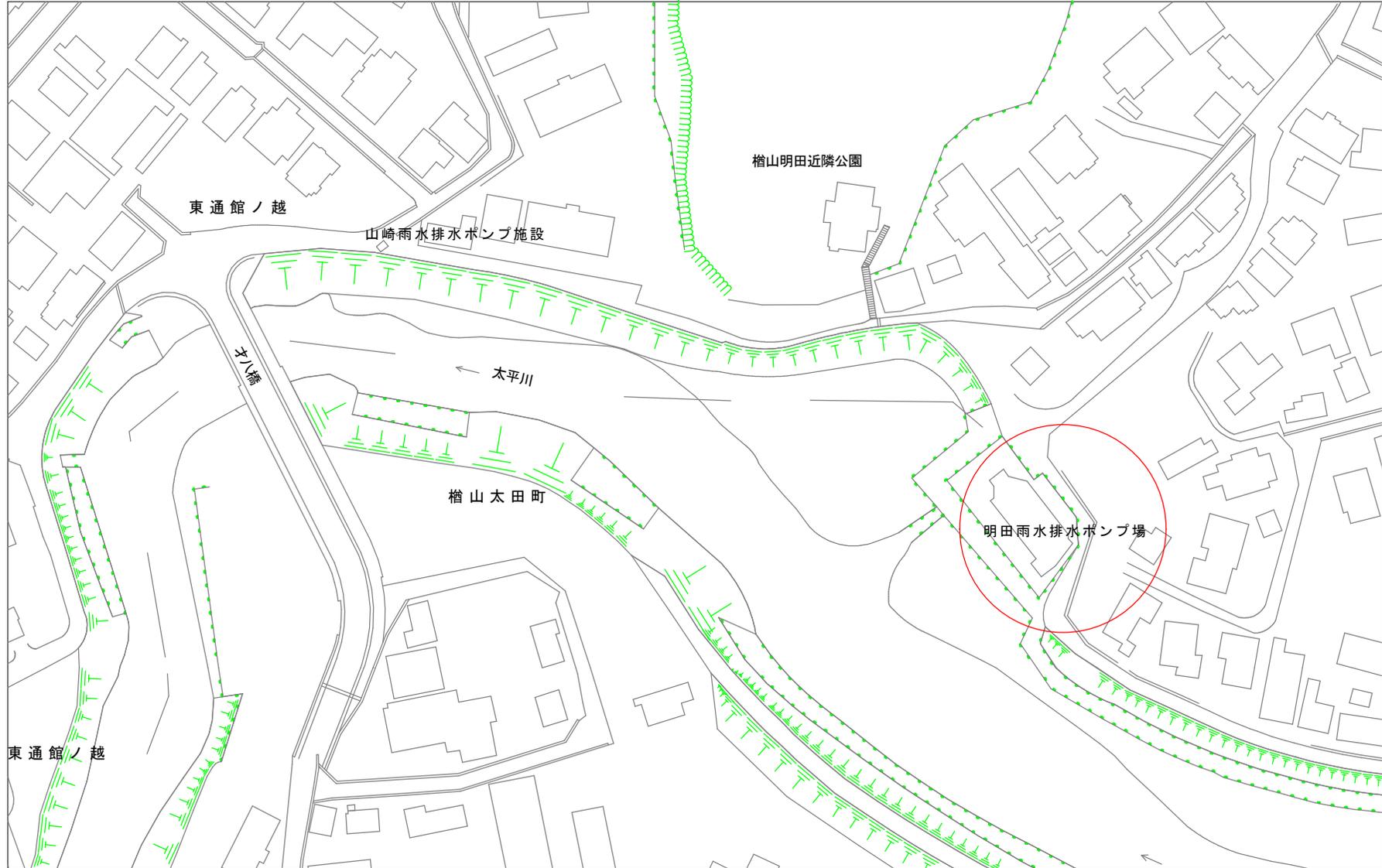
課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和 6年 12月 24日	履行期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
委 託 名	明田雨水排水ポンプ場保守点検業務委託				
委託場所	東通明田地内			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		明田雨水排水ポンプ場保守点検業務 一式	
	業 務 価 格			
	消費税等相当額		ポンプ能力	
	業 務 委 託 費		口径 800mm 揚水能力 76m ³ /min 電動機出力 90kW	
			台数 2台	
			副務者	(職名)氏名
			主務者(監督員)	(職名)氏名

箇 所 図

明田雨水排水ポンプ場（東通明田地内）



雨水排水ポンプ場保守点検業務

秋田市上下水道局下水道施設課

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	業務価格							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第1号明細書
		直接業務費 計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
		業務原価						
		諸経費		式	1			
	業務価格 計							
	消費税等相当額			式	1			
業務委託費 計								

第 1 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保守点検業務費						
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						

明田雨水排水ポンプ場保守点検業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した明田雨水排水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の場所

東通明田地内

3 施設の概要

(1) 機械設備

ア 雨水排水ポンプ（汚水水中モーターポンプ）

数量	2台
口径	800mm
揚水能力	76.0m ³ /min
全揚程	4.3m
電動機出力	90kW

イ ポンプ井排水ポンプ（着脱式汚水水中ポンプ）

数量	1台
口径	150mm
揚水能力	2.0m ³ /min
全揚程	7.0m
電動機出力	5.5kW

ウ 流入ゲート（電動角形外ねじ式鋳鉄製制水扉）

台数	1基
寸法	1,800mm×1,800mm
電動機出力	3.7kW

エ 切替ゲート（電動角形外ねじ式鋳鉄製制水扉）

数量 1基

寸法 1,800mm×1,800mm

電動機出力 3.7kW

オ スクリーン（バースクリーン）

台数 2基

寸法 水路幅 3,400mm×水路深さ 3,500mm

(2) 電気設備

ア 動力制御盤（屋外自立型、非常通報装置組込み）

3φ3W 200V

1φ2W 100V

イ 自家用発電機（雨水排水ポンプ運転用電源）

3φ3W 200V 300kVA

4 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

5 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、業務に関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

第2章 業務の内容

1 業務内容

(1) 点検時に状況確認および動作確認を実施すること。

(2) ポンプ場内の草刈りを年2回実施すること。

2 点検回数

(1) 4月および10月～3月については、1か月に1回とする。

(2) 5月～9月については、1か月に3回（初旬、中旬および下旬）とする。

3 災害時の体制

豪雨、台風等の災害時に備えて、事前に緊急連絡体制を定めること。

4 異常時の措置

河川の水位上昇等の異常時には、ただちに必要な措置を講ずるとともに、担当者に連絡し指示を受けること。

5 設備の補修

電気、機械等の設備補修は、原則として担当者の指示を受けてから行うこと。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 運転監視

(1) 大雨等により担当者から指示があった場合は、ポンプ施設を運転し、各機器が正常に作動するよう監視すること。

(2) 前項の運転監視に係る費用は別途支払うものとする。

7 有資格者の確保

次の資格を有するものを確保すること。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

8 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 業務の契約を締結後、履行期間開始前に提出するもの

ア 業務実施計画書

イ 業務統括責任者選任報告書

ウ 資格取得者配置報告書

(2) 毎月提出するもの

保守点検業務報告書

(3) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの

業務(完了・一部完了) 報告書

(4) その他必要と認める書類

(5) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

第3章 その他

疑義等

本仕様書等に特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者との協議により決定する。

別表

明田雨水排水ポンプ場保守点検項目表

点検機器名	点検項目
No.1～2雨水ポンプ	各部異常音・振動・圧力・電流値・漏れ等
排水ポンプ	異常音・振動・電流値・運転状況等
切替ゲート	ゲートの開閉状況・ゲートの外観状況・開閉動作時間・運転電流等
流入ゲート	ゲートの開閉状況・ゲートの外観状況・開閉動作時間・運転電流等
各フリクトレベルスイッチ	作動確認等
No1～2ポンプ盤	遮断装置の作動確認、外観状況等
発電装置	各部異常音・振動・回転数・電圧・電流・油温・油圧・漏れ等
各種配管、バルブ類	腐食・漏れ等